資料１－２

主な国土交通省令の改正内容　抜粋

住宅確保要配慮者の定義について

新対象者	旧対象者
(1)低額所得者	(1)低額所得者
(2)被災者（発災後３年以内）	(2)被災者（発災後３年以内）
(3)高齢者	(3)高齢者
(4)障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例に規定する者	(4)身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
(5)子ども（高校生相当以下）を養育している者	(5)子ども（高校生相当以下）を養育している者
(6)外国人	(6)外国人
(7)中国残留邦人	(7)中国残留邦人
(8)児童虐待を受けた者	(8)児童虐待を受けた者
(9)ハンセン病療養所入所者	(9)ハンセン病療養所入所者
(10)　ＤＶ被害者	(10)ＤＶ被害者
(11)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する者※１	
(12)北朝鮮拉致被害者	(11)北朝鮮拉致被害者
(13)犯罪被害者	(12)犯罪被害者
(14)更生保護法に規定する者※２	
(15)生活困窮者	(13)生活困窮者
(16)更生保護対象者	(14)更生保護対象者
(17)東日本大震災による被災者	(15)東日本大震災による被災者
(18)供給促進計画で定める者	(16)供給促進計画で定める者
(19)海外からの引揚者	(17)海外からの引揚者
(20)新婚世帯	(18)新婚世帯
(21)原子爆弾被爆者	(19)原子爆弾被爆者
(22)戦傷病者	(20)戦傷病者
(23)児童養護施設退所者	(21)児童養護施設退所者
(24)ＬＧＢＴ（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）	(22)ＬＧＢＴ（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）
(25)ＵＩＪターンによる転入者	(23)ＵＩＪターンによる転入者

※１：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）第２条に規定する困難な問題を抱える女性

※２：更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）に基づく生活環境の調整の対象者、刑執行終了者等に対する援助を受けている者、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、刑又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者、労役場に留置されていた者